

公共嘱託登記（土地家屋調査士）業務委託特記仕様書

（趣旨等）

第1条 この特記仕様書は、徳島県吉野川市建設部の所掌する公共事業に必要な土地の取得に伴う公共嘱託登記（土地家屋調査士）業務（以下「公共嘱託登記業務」という。）土地家屋調査士へ発注する場合の業務内容その他必要とする事項を定めるものとし、もって業務の適正な執行を確保するものとする。

2本業務の履行に当たっては、本特記仕様書によるほか用地調査等共通仕様書（以下「用地共通仕様書」という。）によるものとする。

3本特記仕様書及び用地共通仕様書に記載されていない一般事項については、徳島県公共測量作業規定のとおりとする。

（用語の定義）

第2条 この特記仕様書において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 業務区域 公共嘱託登記業務を行う区域として別途図面等で指示する範囲をいう。
- 二 権利者 業務区域内に存続する土地の所有者及び所有権以外の権利を有する者をいう。
- 三 監督員 受注者への指示、受注者との協議又は受注者からの報告を受ける等の事務を行う者で、土木建築工事設計業務等委託契約書（以下「契約書」という。）第9条第1項により発注者が受注者に通知した者をいう。
- 四 検査員 契約書第32条第2項に定める完了検査において検査を実施する者をいう。
- 五 主任技術者 土地家屋調査士法（昭和25年法律第228号）に規定する土地家屋調査士であって、契約書第12条1項により、受注者が発注者に通知した者をいう。
- 六 指示 発注者の発議により監督員が受注者に対し、公共嘱託登記業務の遂行に必要な方針事項等を示すこと及び検査員が検査結果を基に受注者に対し、修補等を求めることをいい、原則として、書面により行うものとする。
- 七 協議 監督員と受注者又は主任技術者とが相互の立場で公共嘱託登記業務の内容又は取扱い等について合議することをいう。
- 八 報告 受注者が公共嘱託登記業務に係る権利者又は関係者等の情報及び業務の進捗状況等を、必要に応じて、監督員に報告することをいう。
- 九 調査 土地の現状等を把握するための現地踏査、立入調査又は管轄登記所（業務区域内の土地を管轄する土地を管轄する地方法務局（支局を含む。））等での調査をいう。

（基本的処理方針）

第3条 受注者は、公共嘱託登記業務を実施する場合において、不動産登記法（平成16年法律第123号）不動産登記令（平成16年政令第379号）、不動産登記規則（平成17年法務省令第18号）、不動産登記事務取扱手続準則（平成17年法務省民令第456号通達）、不動産の表示に関する登記事務要領（平成18年徳島地方法務局長訓令第7号）及び本特記仕様書に適合したものとなるよう、公正かつ的確に業務を処理しなければならない。また、徳島県公共測量作業規定に準拠するよう務めなければならない。

（公共嘱託登記業務の内容）

第4条 公共嘱託登記業務の内容は、業務区域に係る別表に掲げる業務とする。

（施工上の義務及び心得）

第5条 受注者は、公共嘱託登記業務の実施に当たって、次の各号に定める事項を遵守しなければならない。

- 一 自ら行わなければならない関係官公署への届出等の手続きは、迅速に処理しなければならない。
- 二 公共嘱託登記業務の履行期間中及び公共嘱託登記業務の完了後においても、公共嘱託登記業務を履行する上で知り得た発注者に係る情報及び権利者側の事情、成果品の内容等の公共嘱託登記業務に関する情報を、第三者に開示又は漏洩してはならない。また主任技術者及び公共嘱託登記業務に従事させる受注者の使用人に対して、そのために必要な措置を講じなければならない。なお、受注者は、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律58号）第6条第2項、第7条、53条及び

第54条の適用があり得ることに十分留意しなければならない。

三 公共嘱託登記業務は補償の基礎となる権利者の財産等に関するものであることを理解し正確かつ良心的に行わなければならない。また、実施に当たっては、権利者に不信の念を抱かせる言動を厳に慎ませるよう、主任技術者及び公共嘱託登記業務に従事させる受注者の使用人に対して必要な措置を講じなければならない。

四 権利者から要望等があった場合には、十分にその意向を把握した上で、速やかに、監督員に報告し、指示を受けなければならない。

(提出書類)

第6条 受注者は、別記提出書類一覧表に掲げる書類を提出期日までに主任監督員に提出しなければならない。提出書類の様式等については用地共通仕様書、徳島県公共測量作業規定による。

(監督員の指示等)

第7条 受注者は、公共嘱託登記業務の実施に先立ち、主任技術者を立ち会わせて上、監督員から業務の実施について必要な指示を受けるものとする。

2 受注者は、公共嘱託登記業務の実施に当たりこの特記仕様書又は監督員の指示については疑義が生じたときは、監督員と協議するものとする。

(支給材料等)

第8条 受注者は、公共嘱託登記業務を実施するに当たり必要な図面その他の資料を支給材料として使用する場合には、支給材料引渡通知書により発注者から貸与又は交付を受けるものとする。

2 受注者は、前項の支給材料を受領したときは、支給材料受領書を監督員に提出するものとする。

3 受注者は、公共嘱託登記業務が完了したときは、完了の日から3日以内に支給材料を返納するとともに支給材料精算書及び支給材料返納書を監督員に提出するものとする。

(立入り及び立会)

第9条 受注者は、公共嘱託登記業務のために権利者が占有する土地に立ち入ろうとするときは、あらかじめ、当該土地の権利者の同意を得なければならない。

2 受注者は、前項に規定する同意が得られたものにあつては立入の日及び時間を、あらかじめ、監督員に報告するものとし、同意が得られないものにあつてはその理由を付して、速やかに、監督員に報告し、指示を受けるものとする。

3 受注者は、公共嘱託登記業務を行うため土地の立入り調査等を行う場合には、権利者の立会いを得なければならない、ただし、立会いを得ることができないときは、あらかじめ権利者の了解を得ることをもって足りるものとする。

(障害物の伐除)

第10条 受注者は、公共嘱託登記業務を行うため障害物を伐除しなければ調査が困難と認められるときは、監督員に報告し、指示を受けるものとする。

2 監督員からの指示により障害物の伐除を行ったときは、障害物伐除報告書を監督員に提出するものとする。

(身分証明書の携帯)

第11条 受注者は、身分証明書交付申請書を発注者に提出し、公共嘱託登記業務に従事する者の身分証明書の交付を受け、公共嘱託登記業務に従事する者に携帯させる者とする。2 公共嘱託登記業務に従事する者は、権利者等から請求があったときは、前項により交付を受けた身分証明書を提示しなければならない。

3 受注者は、公共嘱託登記業務が完了したときは、速やかに、身分証明書を発注者に返納しなければならない。

(監督員への進捗状況の報告)

第12条 受注者は、公共嘱託登記業務の業務日報を作成するとともに、監督員から公共嘱託登記業務の進捗状況について調査又は報告を求められたときは、これに応なければならない。

2 受注者は、前項の進捗状況の報告に主任技術者を立ち合わせるものとする。

(成果品の一部提出等)

第13条 受注者は、公共嘱託登記業務の実施期間中であっても、監督員が成果品の一部の提出を求めたときは、これに応じるものとする。

2 受注者は、前項で提出した成果品について監督員が審査を行うときは、主任技術者を立ち合わせるものとする。

(成果品)

第14条 受注者が提出する成果品は、別表のとおりとし、次の各号により成果品を作成するものとする。

一 公共嘱託登記業務の区分ごとに整理し、編集する。

二 表紙には、業務名、年度（又は履行期限の年月）、発注者及び受注者の名称を記載する。

三 目次及び頁を付す。

四 容易に取りはずすことが可能な方法により編集する。

2 本特記仕様書に様式の定めがないものは、監督員の指示による。

3 成果品の提出部数は、正副各1部とする。

4 受注者は、成果品の作成に当たり使用した調査表等の原簿を契約書第41条第2項に定めるかし担保の期間保管し、監督員が提出を求めたときは、これらを提出するものとする。

(検査)

第15条 受注者は、検査員が公共嘱託登記業務の完了検査を行うときは、主任技術者を立ち合わせるものとする。

2 受注者は、検査のため必要な資料の提出その他の処置について、検査員の指示に速やかに従うものとする。

(その他)

第16条 受注者は、この特記仕様書に疑義が生じたときは、この特記仕様書によりがたい事由が発生したとき及びこの特記仕様書に記載のない事項については、監督員と速やかに協議し、指示を受けるものとする。